

グリーンプリンティングマーク使用規程

平成18年9月6日制定

2023年3月8日改定

一般社団法人日本印刷産業連合会

【目的】

第1条 この規程は、グリーンプリンティング認定制度に基づく認定マーク（以下、「グリーンプリンティングマーク、略してGPマーク」という。）を使用するに当たって必要な事項を定めるものである。

【グリーンプリンティングマークの商標権及び使用権】

第2条 GPマークの商標権は、一般社団法人日本印刷産業連合会（以下、「当会」という。）が保有し、管理を行う。

第2条の2 GP認定事業者は、GP認定を取得していること及び自社の環境への取り組みを表明する目的、並びにGP認定製品を製造したことを示す目的で、本規程及びグリーンプリンティング製品認定規程（以下、「GP製品認定規程」という。）に基づきこれを使用することができる。なお、使用に当たっては「グリーンプリンティングマーク使用の手引き」を遵守しなければならない。

第2条の3 GPマーク表示印刷製品の発注者は、自社の環境への取り組みを表明する目的又はGPマーク表示を採用した印刷製品（GPマーク表示を採用した包装材を使用した商品等も含む）の広告・宣伝の目的でGPマークを使用することができる。GPマークの使用に当たっては、当会グリーンプリンティング認定事務局（以下、「認定事務局」という。）に事前申請を行い、許可を得ることとし、「グリーンプリンティングマーク使用の手引き」を遵守しなければならない。

第2条の4 報道関係者等がGP認定制度、GPマーク等の説明等を行う目的でGPマークを使用する場合は、事前に認定事務局の許可を得るものとする。

【使用期間】

第3条 GP認定事業者のGPマークの使用期間は、原則として、認定証に記載された認定有効期限までとする。「グリーンプリンティング工場認定規程」第13条の規定により、認定の更新における暫定措置が適用されている場合にあつては、継続してGPマークを使用することができるものとする。

第3条の2 GPマーク表示印刷製品の発注者は、当該印刷製品が販売・頒布されている期間において、GPマークを使用することができる。

【認定番号の表示】

第4条 GP認定事業者は、認定証に記載されている認定番号をGPマークの下段に必ず表示しなければならない。ただし、GP認定製品にGPマークを表示する場合は、GP製品認定規程に従うものとする。

第4条の2 GPマーク表示印刷製品の発注者がGPマークを使用する場合は、認定番号を表示してはならない。ただし、GPマーク表示製品を広告・宣伝する目的で使用する場合は、実際の製品に使用されている認定番号を表示することも可とする。

【使用の条件】

第5条 GPマークの使用に当たっては、以下の条件を遵守すること。

- 1) GP認定事業者及びGPマーク表示印刷製品の発注者はGPマークの使用権を第三者に譲渡又は貸与してはならない。
- 2) GP認定事業者が使用する場合、GPマークは認定の範囲内で表示することができる。
- 3) GPマークを表示する場合は、その内容が誤解を招かないように配慮すること。

【使用状況等の調査】

第6条 認定事務局は、GP認定事業者及びGPマーク表示印刷製品の発注者に対してGPマークの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

【不正使用への対応】

第7条 認定事務局は、GPマークが本規程、若しくは「GP製品認定規程」、又は「グリーンプリンティングマーク使用の手引」若しくは「発注者向けグリーンプリンティングマーク使用ガイドライン」に違反し、又は不正に使用された場合には、改善の指導を行うほか、継続して不正使用が行われた場合は、認定の取り消し、又は必要な法的措置をとることができるものとする。

【改定】

第8条 本規程の改定は、ステアリング・コミッティの承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成18年9月6日から発効する。

付則

1. 本改定は、2023年3月8日から実施する。